

第5号議案 基金返還の件

当協議会の基金は、定款第37条(基金の募集及び拠出者の権利)の規定に基づき2010年(平成22年)8月に法人化して間もないことから緊急出費に備えた資金の確保を目的に会員の皆様に任意の拠出をお願いし募集したものです。

募集は、次の2種類に分け行いました。

- (1) 返還を伴わない拠出金 一口10,000円
- (2) 返還を伴う拠出金(預かり金) 一口50,000円

募集の結果、下表のとおりとなっており、今回は、(2)の拠出金(預かり金)について定款第38条(基金の返還手続き)の規定に基づき下記のとおり返還するものです。

なお、(1)の拠出金については、返還を要しないものとして既に当協議会の運営費に一般財源化しております。

区 分	拠出状況		基金の金額 (円)	備 考
	口数	拠出者数		
(1) 返還を伴わない 拠出金	74	50	740,000	1社当たり 10,000~50,000円
(2) 返還を伴う 拠出金(預かり金)	28	16	1,400,000	1社当たり 50,000~500,000円
合 計	—	63 (66)	2,140,000	(1)及び(2)に3者が 重複して拠出してい る。

記

- ・ 返還の時期：2023年7月～8月の期間とする。
返還に関する案内文を6月中に当協議会から各社に送付するものとする。
- ・ 返還の条件：①拠出金の預り証と交換のうえ返還する。
ただし、預り証がない場合は、当協議会の台帳に基づき返還することができるものとする。
- ②返還金には、利息を付さないものとする。
- ③拠出者が廃業、移転等により不明の場合は、可能な限りその所在を調査し返還するよう努めるものとする。
ただし、調査の結果、所在が判明しなかったときは、1年間保管するものとし、保管期限が過ぎてもなお不明のときは、当協議会への寄付があったものとして処理する。